

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第87号 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるにあたり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める陳情
- (2) 陳情第89号 新型コロナウイルスワクチン接種における安全確保と危険性の説明、経済施策の検討・実施に関する陳情

資料 新型コロナワクチン接種について

令和3年10月5日

健康福祉局

1. 新型コロナワクチン接種の概要について

(1) 予防接種法の改正(令和2年12月9日施行)

新型コロナワクチン感染症に係るワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施している。

		定期接種 ※1		臨時接種	新臨時接種
目的等		平時のまん延防止		疾病のまん延防止上緊急の必要がある	2009年A/H1N1のように、病原性が低い疾病のまん延防止上緊急の必要がある
		A類 (集団予防に比重)	B類 (個人予防に比重)		
公的関与	接種勧奨	あり	なし	あり	あり
	努力義務	あり	なし	あり ※2	なし

※1 定期接種 A類・・・小児期に接種が行われるもの、B類・・・高齢期に接種が行われるもの
 ※2 妊婦については効果とリスクを慎重に判断する観点から努力義務を外している

(2) 接種対象者及び接種費用

- ・本市の区域内に居住する12歳以上の者
- ・原則、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者(やむを得ない事情があると認められる場合を除く)
- ・接種を受ける際の費用は全額公費負担

(3) 効果等について

- ・現在、接種が行われている新型コロナワクチンは、いずれも、新型コロナウイルス感染症の発症と重症化を予防する効果が期待されている。
- ・効果の持続期間や、感染予防効果については、時間の経過や接種者数の増加に伴い、研究が進んでいる。
- ・新型コロナワクチンの薬事承認にあたって、国において、有効性や安全性を臨床試験や科学的知見に基づいて確認している。

2. 副反応について

(1) 副反応について

主な副反応としては、接種部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等がある。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがある。

厚生労働省で国内数万人を対象にした、接種後の健康状況の調査結果によると、いずれの症状も、大部分は接種の翌日をピークに発現し、数日以内に回復している。

発症割合	症状	
	コミナティ(ファイザー社)	モデルナ(武田薬品)
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛
10-50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ	関節痛、悪寒、吐き気、嘔吐、リンパ節症、発熱、接種部位の腫れ、発赤・紅斑
1-10%	吐き気、嘔吐	接種後7日目以降の接種部位の痛みなど

(コミナティ添付文書、COVID-19ワクチンモデルナ添付文書より)

(2) 本市の対応について

本市では、ワクチン接種後の副反応の相談窓口として、「川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター」で対応している。また、コールセンターで判断できない症状がある場合には保健所内に設置している専門職で構成した副反応チームに引き継がれ、詳細な症状を確認し個別に対応している。

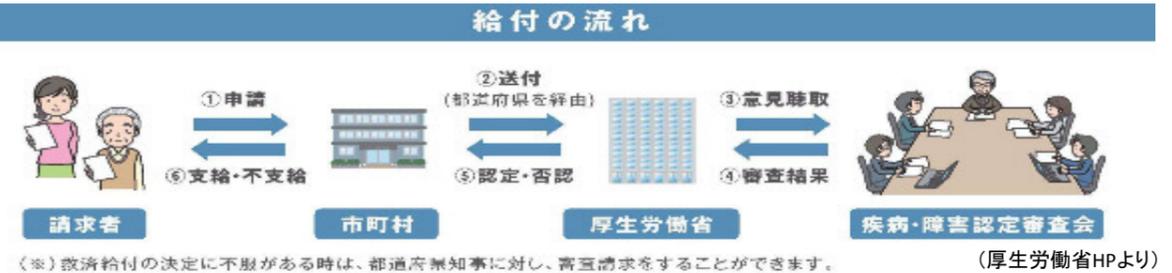
3. 健康被害救済制度について

(1) 概要について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものだが、極めてまれではあるものの副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがある。国において救済制度が設けられており、新型コロナワクチン接種についても対象となっている。

(2) 手続きについて

接種時に住民票を登録していた市町村が申請窓口となり、市町村から県を通じて国に進達し、健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができる。



4. 医療、介護及び福祉に対する財政支援について

(1) 社会福祉施設に対する財政支援

行政検査、県下統一したスキームで施設従事者を対象とした定期的なPCR検査に加えて、本市においては施設の新規入所者などを対象とした検査も実施している。また、感染が発生した介護事業所等の要請に応じて、速やかに衛生用品の供給を行うとともに、緊急時のサービス提供を確保するため、補助事業を実施している。

(2) 医療機関に対する財政支援

県の補助金を補完し、市内における新型コロナウイルス感染症に対する、より確実な医療提供体制構築を図ることを目的に、神奈川モデルの認定を受けている医療機関に対し、入院患者受入れ実績に対する協力金など本市独自の財政支援を行っている。また、指定都市市長会から国に対して医療機関への支援の拡充を提言するなど、様々な機会を捉えて課題を提起し、要望しており、国・県・市に役割に基づく継続的な財政支援を行っている。

5. ワクチン接種に伴う休業・退職等への対応について

本市では、働く人の労働条件、会社での困りごとなど、労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って労働相談を実施している(コロナ禍、原則、電話相談のみ)。

現在、本市の労働相談については、ワクチン接種に伴う休業・退職等に関する相談は、寄せられていないが、今後についても、本市におけるワクチン接種率の状況、国や他都市の動向等を注視していく。

(1) 労働相談窓口

相談対象者	市内在住・在勤・在学の方で、労働問題でお困りの方	
相談窓口	経済労働局労働雇用部(川崎フロンティアビル)	面接及び電話相談 月曜～金曜(祝日及び年末年始は除く)
	中原区役所 4階 地域振興課相談窓口	

(2) 神奈川県との共催による労働相談

月1回(原則第4火曜日)の弁護士労働相談、月1回(原則第3木曜日)の夜間労働相談と、年7回程度、街頭労働相談会を開催している。

6. 本市の対応について

- ・新型コロナワクチン接種については、その有効性とリスクについて、最新の知見や情報を提供し、適切なワクチン接種につながるよう引き続き積極的な広報に努める。
- ・今後においても、国の動向を注視し、各支援及び相談事業は引き続き適切に対応していく。